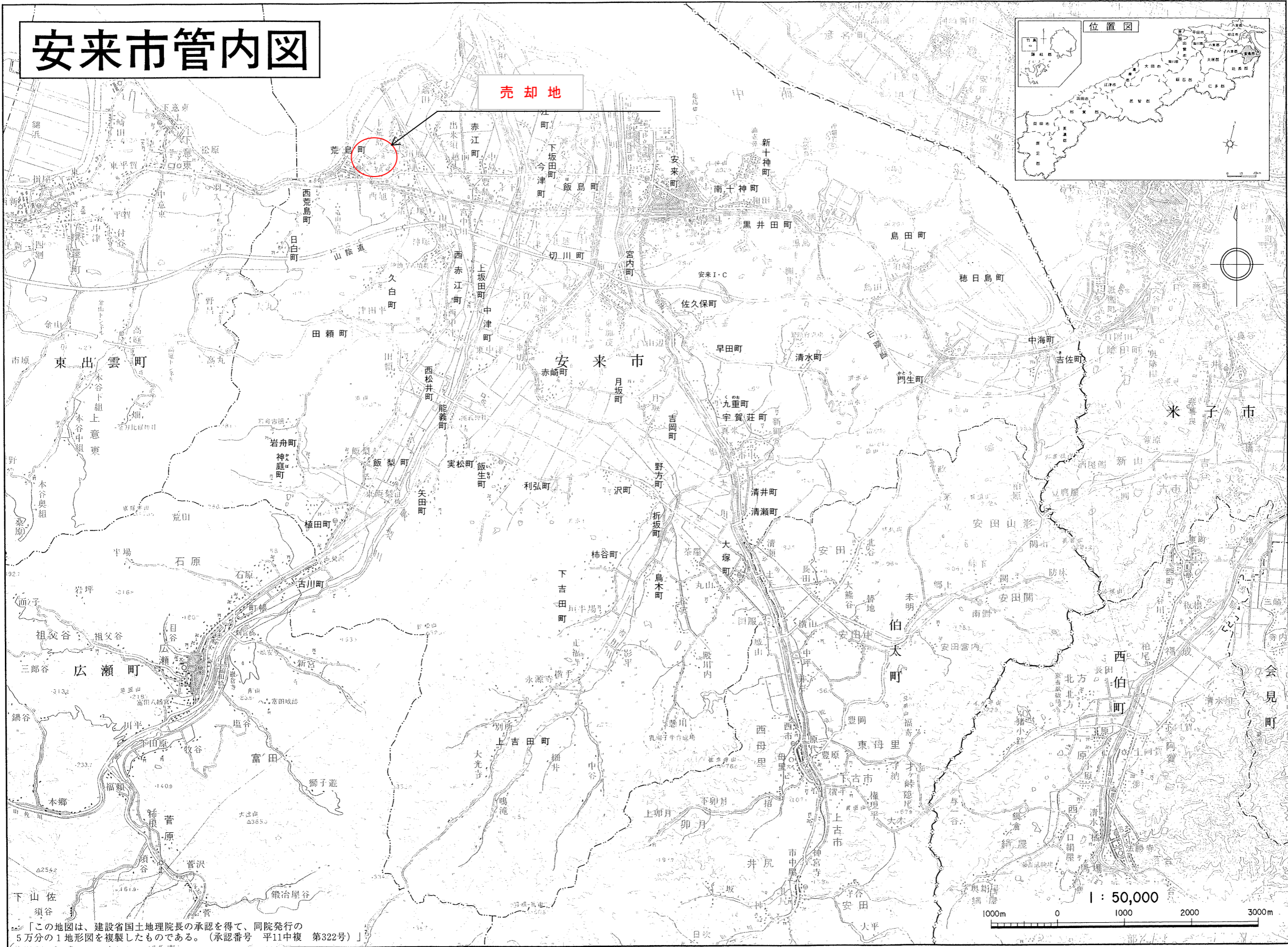
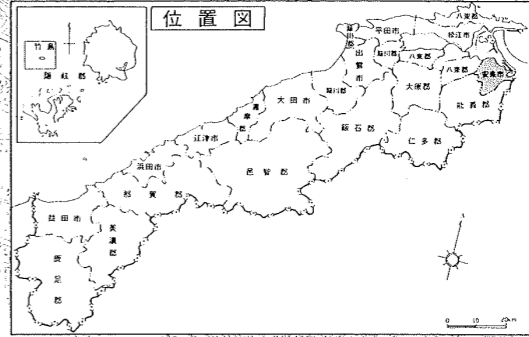


# 安来市管内図

売却地



「この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平11中複 第322号)」

# 案内図・写真



国土地理院撮影の空中写真(2009年)

表題部 (土地の表示)		調製	平成18年3月27日	不動産番号	2800005062320
地図番号	T45-1	筆界特定	余白		
所在	安来市荒島町字御崎			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1520番7	宅地	354	99	1520番3から分筆 〔平成11年7月29日〕	
余白	余白	余白		管轄転属により登記 平成18年3月27日	
余白	余白	355	09	③錯誤 国土調査による成果 〔平成28年6月22日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成17年3月9日 第1020号	原因 平成17年3月2日売買 所有者 安来市 順位2番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成18年3月27日

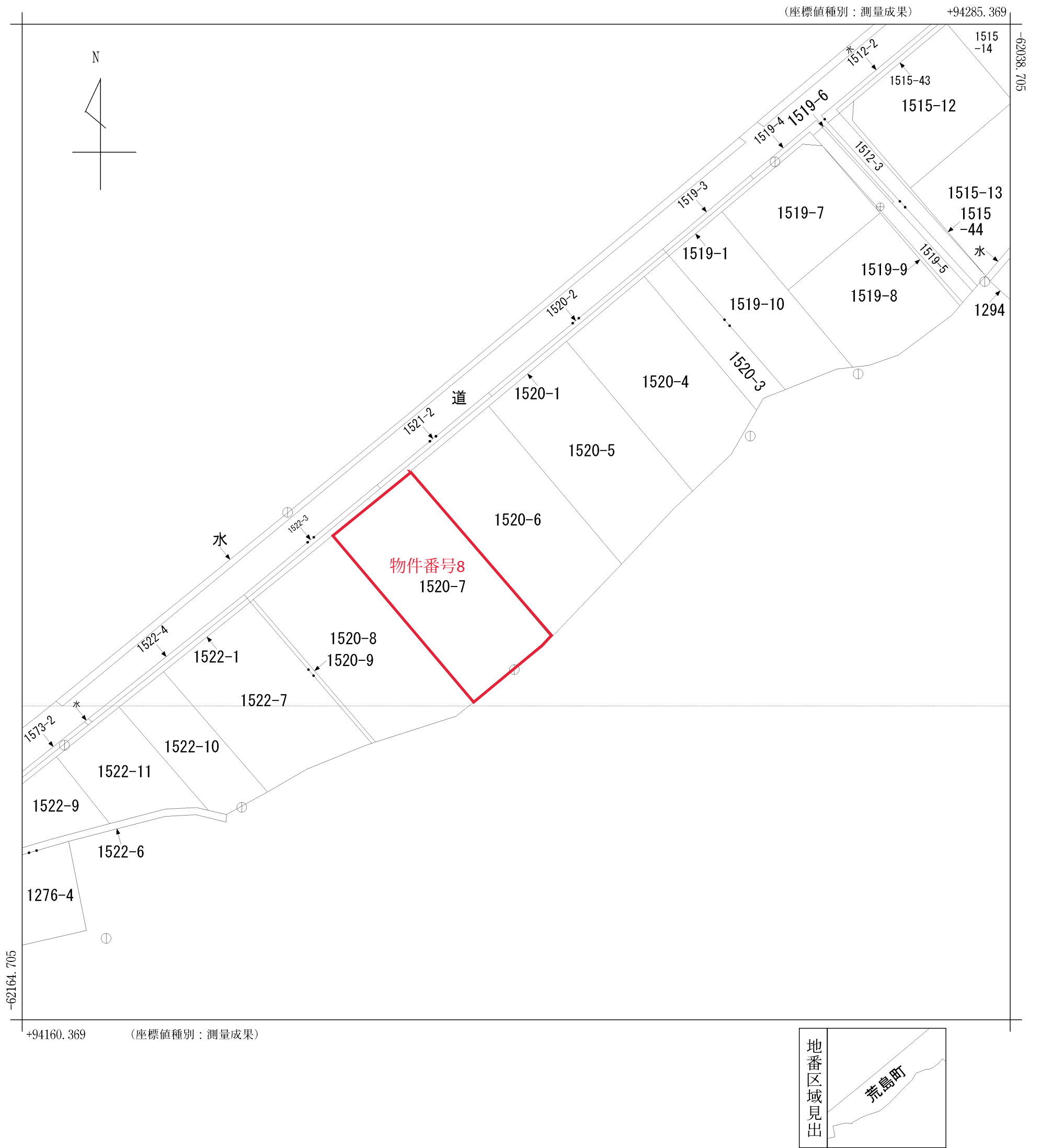
これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成30年1月30日  
松江地方法務局

登記官

清水政人





請求部	所在	安来市荒島町字御崎				地番	1520番6			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成27年2月			備付年月日(原図)	平成28年6月22日		補記事項			

# 座標面積計算書

					地番	1520-7	地目	宅地		
No	境界点	X	Y	辺長	方向角	備考				
1	1440373	-62103.377	94199.672	12.809	50-26-43					
2	1440374	-62095.220	94209.548	27.607	139-58-10					
3	1440333	-62116.359	94227.305	1.660	223-17-27					
4	1440334	-62117.567	94226.167	11.153	231-14-18					
5	1440335	-62124.550	94217.470	27.660	319-56-59					
面積算出公式									土地の所在	
$A = 1/2 \sum X_n (Y_{(n+1)} - Y_{(n-1)})$									2A 面積 A	-710.191808 355.095904
							土地の所有者	安来市		
							縮尺	1/500		

## 物件の状況

【 土地 ・ 建物 ・ 土地+建物 】

物件名	物件番号8		
画地の所在	安来市荒島町字御崎1520番7		
地積	355.09㎡(公簿)	355.09㎡(実測)	地目 宅地
予定価格	3, 870, 481円		
形状等	間口約13メートル、奥行約28メートルの長方形		
接面道路の幅員等	北西側 幅員約6.0メートルの舗装市道に等高に接する。		
都市計画法等の制限	都市計画区域		
	用途地域	第一種住居地域 (一部、市街化調整区域)	その他 土砂災害警戒区域 (急傾斜)内、土砂災害特別警戒区域(急傾斜)内
	建ぺい率	60%(70%)	
	容積率	200%	
供給処理施設の状況	電気	引込可 (接道路線上空に電力線)	公共下水道 敷地内に接続管を引き込み、キャップ留めの状態。 汚水枘あり。
	上水道	引込可 (接道路線に水道管)	ガス プロパンガス (落札者にて調達)
交通条件 公共・公益施設等	JR荒島駅まで約1.1km(道路距離) 安来市立荒島小学校まで約1.8km(道路距離) 安来市役所まで約5.0km(道路距離)		
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・画地には旧荒島市営住宅が建っていましたが、現在は更地の状態です。</li> <li>・物件内に案内看板がありますが、売買契約成立後に市が移設又は撤去します。その他については現状有姿で引き渡します。</li> <li>・地下埋設物調査、地盤調査及び土壌汚染調査は行っていません。</li> </ul>		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物件の概要を把握するための参考資料です。現地及び諸規制等の確認は申込者ご自身において行ってください。</li> <li>・不明としている事項、調査していない事項について、購入後に、者にとって不利益となる事象が発生しても、市はその責任を負いません。</li> </ul>		